平成２２年（フ）第３９２号
大阪府和泉市府中町５丁目21番１―1309号
債務者　高野　博之
1　決定年月日時　平成22年５月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月７日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２１年（フ）第１４６号
兵庫県西脇市富吉南町249番地の12　県営住宅614号
債務者　喫茶田々夢詩こと　村上　昭嘉
1　決定年月日時　平成22年５月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月７日まで
神戸地方裁判所社支部

平成２１年（フ）第３８８号
香川県小豆郡小豆島町草壁本町220番地17町営住宅草壁コーポ205号室
債務者　丸鳩　春美
1　決定年月日時　平成22年５月12日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月７日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２１年（フ）第３９２号
香川県木田郡三木町大字小蓑922番地３、住民票上の住所香川県高松市前田西町446番地18
債務者　多田　　功
1　決定年月日時　平成22年５月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月７日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２２年（フ）第９８号
香川県高松市太田上町688番地１
債務者　浦　　竜也
1　決定年月日時　平成22年５月12日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月７日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２２年（フ）第１２１号
香川県高松市国分寺町福家甲712番地７
債務者　石本　百合
1　決定年月日時　平成22年５月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月７日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２２年（フ）第１４４号
香川県高松市栗林町１丁目13番11ダイアパレス栗林公園南404号
債務者　中平　　史
1　決定年月日時　平成22年５月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月７日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２２年（フ）第７６号
長崎県長崎市女の都２丁目46番１―206号
債務者　高石　美加
1　決定年月日時　平成22年５月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月７日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第１５３号
長崎県長崎市竿浦町649番地２　フレグランス竿浦201号
債務者　柴原富美子
1　決定年月日時　平成22年５月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月７日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第１６２号
長崎県長崎市桜木町４番１号
債務者　三重　里恵
1　決定年月日時　平成22年５月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月７日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第１８１号
長崎県長崎市出雲２丁目２番22号
債務者　竹下　末喜
1　決定年月日時　平成22年５月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月７日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第６０号
長崎県諫早市貝津町2932番地１、前住所長崎県諫早市貝津町2201番地
債務者　山本　　章
1　決定年月日時　平成22年５月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月７日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２２年（フ）第６１号
長崎県諫早市貝津町2932番地１、前住所長崎県諫早市貝津町2201番地
債務者　山本　愛子
1　決定年月日時　平成22年５月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月７日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２２年（フ）第８１号
長崎県諫早市鷲崎町507番地３　コーポラスたさきＶ203号、前住所長崎県諫早市永昌町８番19号
債務者　辻　　恵
1　決定年月日時　平成22年５月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月７日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２２年（フ）第８９号
長崎県諫早市西郷町25番地１　市住ふたば404号、前住所長崎県諫早市小豆崎町480番地
債務者　髙原亜希子（旧姓内野）
1　決定年月日時　平成22年５月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月７日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２２年（フ）第９１号
長崎県諫早市西郷町106番地
債務者　山下　優子
1　決定年月日時　平成22年５月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月７日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２２年（フ）第７０号
山口県宇部市岬町３丁目11番６―103号
債務者　武智　清二
1　決定年月日時　平成22年５月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月８日まで
山口地方裁判所宇部支部